

小島保育園保護者会規約

(名称)

第1条 本会は、小島保育園保護者会（以下『本会』という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と小島保育園園児の健やかな成長を助けることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、小島保育園園児の保護者（以下『一般会員』という。）及び小島保育園職員（以下『特別会員』という。）をもって組織する。

(役員及びその職務等)

第4条 本会の役員は、一般会員から12名、特別会員から1名を選出する。

2 本会を運営するため、会長1名、副会長2名及び会計2名の職を置く。

3 前項の職にあたるものは、役員の間選により決定する。ただし、会計職の1名については特別会員をあてる。

4 会長は、本会を代表し統括する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 会計は、会計事務を取り扱う。

7 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第5条 本会が行う事業は、役員会で決定する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

3 会長は、事業の実施にあたり、役員会の決定によりがたい場合は、会員全員からの意見を聴取することが出来る。

(顧問)

第6条 本会の役員会に、園長は、顧問として出席することが出来る。

(事業)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 小島保育園の事業への協賛

(2) その他、目的に合致する事業

(3) 慶弔に関すること

ア 一般会員（配偶者及び園児も含む。）が死亡した時、10,000円の弔慰金及び20,000円相当の花輪または供物

イ 特別会員（配偶者及び子供も含む。）が死亡した時、10,000円の弔慰金

(4) その他については、役員会で決定する。

(会費)

第8条 本会を運営するため、一般会員から園児一人あたり月額400円の会費を徴収する。

2 年度途中に入会する場合は、入会する月から会費を徴収する。

3 年度途中に退会する場合は、退会する月まで会費を徴収する。この場合、前納した分は返金する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成9年11月1日から施行する。

2 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

3 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

4 この規約は、令和6年4月1日から施行する。